



皆さんはもうお持ちですか？

やっぱり便利！マイナンバーカード

問 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

役所に行かなくても一部行政手続きがオンラインでできたり、24時間いつでもコンビニで証明書の発行ができたり、持っていることがたくさんあるマイナンバーカード！今回はマイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」についてご案内します。

マイナ保険証ってらくらく♪

本来事前に申請しなくてはならない限度額適用認定証^{*}を、申請しなくても限度額を超えるお支払いが不要となります。

初めての病院での診療や、お薬手帳を忘れてしまったときにも、正確なデータに基づく診療・薬の処方を受けることができます。

転職や退職などをして、引き続き健康保険証として利用することができます。



^{*}限度額適用認定証…医療費が高額になる場合に、窓口での支払いを所得に応じた「自己負担限度額」までに抑えるための証明書



使い方もかんたん♪

ステップ1

医療機関窓口のカードリーダーにマイナンバーカードを置く



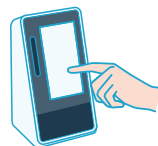
ステップ2

本人確認をする（顔認証 or 暗証番号4桁を入力 or 窓口職員による目視確認）



ステップ3

同意事項の確認をする（限度額情報、特定健診情報、薬剤情報）



ご注意ください！

- 各医療機関の準備状況により、マイナ保険証が使えない場合があります。利用可否については医療機関にお問い合わせください。
- 限度額適用認定証の長期入院に該当する場合には事前の申請が必要です。
- 医療保険者などが変わる場合には、引き続き保険加入・脱退の手続きが必要です。

お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

【受付時間】 平日 9時30分～20時
土日祝日 9時30分～17時30分
※年末年始を除く

